

青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成19年7月6日
規則第17号

改正 平成20年6月9日規則第29号 平成20年9月30日規則第40号
平成21年9月28日規則第21号 平成24年9月26日規則第31号
平成25年10月31日規則第36号 平成26年6月30日規則第13号
平成26年9月1日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第5条に規定する児童にかかる国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主もしくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国または地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(条例第4条の医療証の交付申請)

第5条 条例第4条の規定による申請は、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法または社会保険各法による被保険者もしくは被扶養者であることを証する書類
 - (2) 児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 対象者および配偶者の前年（1月から9月までの申請にあつては、前々年）の**所得の状況を証する書類**
- 2 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給を受けている者が児童手当認定通知書または児童手当支払通知書を提示するときは、前項第2号および第3号の書類の添付を省略することができる。
- 3 青梅市長（以下「市長」という。）は、青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第45号）にもとづき、同条例第5条に規定する医療証の交付を受けている児童を養育している者が同条例第6条第2項の規定の適用を受けられなくなった場合において、新たに義務教育就学児医療費助成を受けようとするときは、同条例第8条第2項による届出を第1項の申請とみなして医療証を交付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第2号）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（様式第3号）により通知する。
- 5 市長は、青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第29号）にもとづき、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている乳幼児を養育している者が、引き続き4月1日以降に義務教育就学児医療費助成を受けようとするときは、医療証交付申

証を省略して医療証を交付することができる。ただし、第1項第1号および第2号の確認は、行わなければならない。

(医療証の有効期限)

第6条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

(医療証の返還)

第7条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第8条 対象者は、医療証を破り、汚し、または失ったときは、義務教育就学児医療費助成制度医療証再交付申請書(様式第4号)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、または汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第6条の助成の方法の特例等)

第9条 条例第6条第1項の規則で定める書類とは、限度額適用認定証等をいう。

2 条例第6条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法または社会保険各法により児童にかかる療養費または療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に認めたとき。

3 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、義務教育就学児医療助成費支給申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

4 前項の申請には、第2項第1号の療養費または家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、青梅市が国民健康保険法による保険者として児童にかかる療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(条例第8条の規則で定める届出)

第10条 条例第8条第1項に規定する届出は、義務教育就学児医療費助成制度申請事項変更(消滅)届(様式第6号)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規則で定める届出は、義務教育就学児医療費助成制度現況届(様式第7号。以下「現況届」という。)に対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書または児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第2項の規定にかかわらず、公簿等により必要事項を確認することができると市長が認めるときは、現況届の提出を省略することができる。

4 条例第8条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(様式第9号)により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第11条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅通知書(様式第8号)により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第12条 条例第10条第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、義務教育就学児医療費助成制度にかかる債権譲渡について(様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書(様式第11号)により行うものとする。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この規則により申請書または変更届もしくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

付 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則 (平成20年6月9日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正後の青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成20年10月1日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年9月30日規則第40号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則 (平成21年9月28日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において、現に青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第45号)にもとづき、同条例第5条に規定する医療証の交付を受けている児童を養育している者(同条例第6条第2項の規定の適用を受けることができる者を除く。)が、引き続き施行日以後に義務教育就学児医療費助成を受けようとする場合は、市長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項第1号、第2号および第5号の確認は、行わなければならない。

付 則 (平成24年9月26日規則第31号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条の規定 平成24年10月1日

(3) 略

付 則 (平成25年10月31日規則第36号)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

付 則 (平成26年6月30日規則第13号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる療養にかかる医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成26年9月1日規則第18号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。(後略)

様式第1号・第7号

(第5条、第10条関係)

様式第2号

(第5条関係)

様式第3号

(第5条関係)

様式第4号

(第8条関係)

様式第5号

(第9条関係)

様式第6号

(第10条関係)

様式第8号

(第11条関係)

様式第9号

(第10条関係)
様式第10号
(第12条関係)
様式第11号
(第12条関係)